

# 半期報告書

(第13期中) 自 平成29年4月1日  
至 平成29年9月30日

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

(E04374)

# 目次

## 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【業績等の概要】 .....	4
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	6
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	6
4 【事業等のリスク】 .....	6
5 【経営上の重要な契約等】 .....	6
6 【研究開発活動】 .....	6
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	7
第3 【設備の状況】 .....	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	10
2 【道路資産】 .....	11
第4 【提出会社の状況】 .....	14
1 【株式等の状況】 .....	14
2 【株価の推移】 .....	15
3 【役員の状況】 .....	15
第5 【経理の状況】 .....	16
1 【中間連結財務諸表等】 .....	17
2 【中間財務諸表等】 .....	42
第6 【提出会社の参考情報】 .....	54
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	55
第1 【保証会社情報】 .....	55
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	55
第3 【指数等の情報】 .....	59

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年12月26日
【中間会計期間】	第13期中（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石塚 由成
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 野口 和也
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 野口 和也
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
営業収益 (百万円)	430,613	445,238	502,391	884,149	935,296
経常利益 (百万円)	15,037	23,690	14,628	12,803	11,419
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (百万円)	7,710	16,618	28,872	7,372	15,951
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	8,413	20,598	31,491	△4,946	23,024
純資産額 (百万円)	170,157	177,400	211,317	156,797	179,826
総資産額 (百万円)	943,597	1,240,274	1,536,184	1,175,847	1,438,542
1株当たり純資産額 (円)	1,788.83	1,865.45	2,222.53	1,648.61	1,891.16
1株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	81.16	174.93	303.92	77.60	167.91
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.0	14.3	13.7	13.3	12.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△118,663	△136,222	△48,103	△145,083	△183,432
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,410	△20,152	△22,930	△32,698	△31,103
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	39,968	116,738	86,824	203,605	250,249
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (百万円)	43,725	130,012	221,156	169,652	205,365
従業員数 <外、平均臨時雇用者数> (人)	13,726 <3,000>	14,019 <3,415>	14,530 <3,569>	13,744 <3,130>	14,126 <3,435>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を<>で外書きしています。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
営業収益 (百万円)	413,571	428,634	486,308	849,964	900,400
経常利益 (百万円)	14,165	24,268	16,629	7,045	7,440
中間(当期)純利益 (百万円)	7,795	18,053	31,533	4,166	13,644
資本金 (百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数 (千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額 (百万円)	148,218	162,639	189,768	144,592	158,235
総資産額 (百万円)	910,825	1,210,946	1,506,861	1,155,107	1,418,484
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.3	13.4	12.6	12.5	11.2
従業員数 (人)	2,392	2,415	2,453	2,374	2,387
<外、平均臨時雇用者数>	<205>	<272>	<285>	<230>	<273>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	13,334
受託事業	<2,019>
SA・PA事業	827
その他	<1,480>
全社（共通）	369 <70>
計	14,530 <3,569>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人員を<>で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

### (2) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数（人）	2,453 <285>
---------	----------------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間会計期間の平均人員を<>で外書きしています。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、海外経済の成長率が緩やかに高まるもとで、きわめて緩和的な金融環境と政府の大型経済対策の効果を背景に、景気の拡大が続き、平成30年度までの期間を中心に、潜在成長率を上回る成長を維持するとみられています。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路の通行台数は前年同期比2.5%増となり、高速道路事業の料金収入は、前年同期比3.6%増（388,202百万円）となりました。

高速道路事業以外の事業については、S A・P A事業を中心に展開しました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は502,391百万円（前中間連結会計期間比12.8%増）、営業費用は488,620百万円（同15.7%増）、営業利益は13,770百万円（同39.9%減）、経常利益は14,628百万円（同38.3%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は28,872百万円（同73.7%増）となりました。

各セグメントの概要は次のとおりです。

#### （高速道路事業）

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（以下「全国路線網協定」といいます。）」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」及び「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、平成29年6月3日から近畿圏の高速道路（近畿道、阪和道、西名阪道、第二京阪道路、京滋バイパス）の料金体系について、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行しました。

なお、新料金への移行にあたり、近畿道、阪和道（松原ジャンクション～岸和田本線）、西名阪道、第二京阪道路（京田辺本線～門真）では、システム改修が完了するまでの間、出口ではE T C対距離料金が案内されません。このことにより、タクシーで高速道路をご利用のお客さま、運転手さまの車内での差額精算が大変困難であるため、当面の間、これらの道路のタクシーの高速道路料金を当社にて負担していますが、現在、出口料金所で対距離料金が案内出来るようにシステムを改修しています。

一方、道路建設事業においては、平成29年8月に、新名神高速道路城陽スマートインターチェンジ（仮称）及び松江自動車道加茂B Sスマートインターチェンジ（仮称）が事業化されました。

また、平成29年4月30日に新名神高速道路（城陽ジャンクション・インターチェンジ～八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ）、平成29年7月9日に九州自動車道城南スマートインターチェンジの供用を開始し、平成29年12月10日に新名神高速道路（高槻ジャンクション・インターチェンジ～神戸ジャンクション）のうち、高槻ジャンクション・インターチェンジ～川西インターチェンジが開通したほか、新名神高速道路の着実な整備や4車線化事業を推進するなど、高速道路ネットワークの形成・充実に努めました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は476,494百万円（前中間連結会計期間比13.3%増）、営業費用は465,966百万円（同16.2%増）となり、営業利益は10,528百万円（同46.3%減）となりました。

#### （受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は4,698百万円（前中間連結会計期間比60.3%増）、営業費用は4,801百万円（同64.4%増）となり、営業損失は103百万円（前中間連結会計期間は営業利益10百万円）となりました。

#### (SA・PA事業)

SA・PA事業においては、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等による店舗展開を実施しています。平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」以降営業休止していた、九州自動車道山川パーキングエリア（上り線・下り線）を「おもてなしの心」でサービスを提供する「モテナス」として、平成29年5月にリニューアルオープンしました。

また、地域とともに発展するエリアを目指し、地域の魅力や特色を発信するイベントの実施や地域の観光PR等に使っていただけるスペースの提供、新鮮な地元の農作物の販売などを実施し、「地域に開かれたSA・PAづくり」に取り組みしました。

その他、ガスタンションの配置間隔の広い区間について、高速道路を利用されるお客さまの「燃料切れの不安」を解消するため、平成29年4月に東九州自動車道今川パーキングエリア（上り線・下り線）、平成29年9月に東九州自動車道川南パーキングエリア（上り線・下り線）において、新たにガスタンションを整備しました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は17,159百万円（前中間連結会計期間比0.9%減）、営業費用は14,351百万円（同1.9%増）となり、営業利益は2,807百万円（同13.2%減）となりました。

#### (その他)

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業等を行っています。

当中間連結会計期間のその他全体としては、営業収益は4,604百万円（前中間連結会計期間比7.4%減）、営業費用は4,057百万円（同17.0%減）となり、営業利益は546百万円（前中間連結会計期間は83百万円）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の中間期末残高は、221,156百万円（前中間連結会計期間比70.1%増）となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は48,103百万円（前中間連結会計期間比64.7%減）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益41,734百万円に加え、減価償却費11,778百万円や仕入債務の増加額10,569百万円といった資金の獲得があったものの、たな卸資産の増加額93,387百万円、利息の支払額1,691百万円及び法人税等の支払額3,462百万円といった資金の使用によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しています。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は22,930百万円（前中間連結会計期間比13.8%増）となりました。これは主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資22,998百万円などの資金の使用によるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は86,824百万円（前中間連結会計期間比25.6%減）となりました。これは主に、長期借入金の返済による資金の使用95,346百万円（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受額95,346百万円を含みます。）があったものの、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得174,959百万円によるものです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引き受けます。



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を、金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しています。

## 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

### (1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等に重要な変更はなく、また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標はありません。

### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した協定のうち全国路線網協定について、近畿自動車道名古屋神戸線城陽スマートインターチェンジ他1箇所の手等手等を反映し、平成29年8月4日付で当該協定を一部変更しました。

## 6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、  
「高品質な道路の構築」、「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地球温暖化といった社会環境の変化、特定更新等工事に対応した技術開発に取り組んでおり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、658百万円となりました。

なお、当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は650百万円です。

(2) 受託事業、SA・PA事業及びその他に係る研究開発費は8百万円です。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合がありますが、機構との協定に基づき、賃借料の着実な支払いを行うことが重要であるとの認識から、将来の社会経済変動及び自然災害の発生により料金収入が変動した場合等を想定し、高速道路事業に係る利益を備えのために積み立てています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表又は中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

③ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しています。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しています。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益は、料金収入及び道路資産完成高が増加したこと等により476,494百万円（前中間連結会計期間比13.3%増）となりました。受託事業の営業収益は、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が増加したこと等により4,698百万円（同60.3%増）、S A・P A事業の営業収益は17,159百万円（同0.9%減）、その他の営業収益は4,604百万円（同7.4%減）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益合計は、502,391百万円（同12.8%増）となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業費用は、道路資産完成原価が増加したこと等により465,966百万円（前中間連結会計期間比16.2%増）となりました。受託事業の営業費用は、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が増加したこと等により4,801百万円（同64.4%増）、S A・P A事業の営業費用は14,351百万円（同1.9%増）、その他の営業費用は4,057百万円（同17.0%減）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、488,620百万円（同15.7%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は、13,770百万円（同39.9%減）となりました。その内訳は、高速道路事業の営業利益は10,528百万円（同46.3%減）、受託事業の営業損失は103百万円（前中間連結会計期間は営業利益10百万円）、S A・P A事業の営業利益は2,807百万円（前中間連結会計期間比13.2%減）、その他の営業利益は546百万円（前中間連結会計期間は83百万円）です。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、土地物件貸付料314百万円等の計上により951百万円（前中間連結会計期間比12.7%増）となり、営業外費用は、支払利息30百万円等の計上により93百万円（同18.9%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は、14,628百万円（同38.3%減）となりました。

④ 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益9百万円及び厚生年金基金代行返上益27,129百万円等の計上により27,139百万円（前中間連結会計期間は14百万円）となり、特別損失は、固定資産除却損16百万円等の計上により32百万円（前中間連結会計期間比46.6%減）となりました。

その結果、税金等調整前中間純利益は41,734百万円（同76.5%増）となり、これから法人税等合計12,850百万円（同83.0%増）及び非支配株主に帰属する中間純利益11百万円（前中間連結会計期間は2百万円）を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は、28,872百万円（前中間連結会計期間比73.7%増）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施しました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

### 第3【設備の状況】

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり変更しました。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 宝塚北サービ スエリア 他	兵庫県宝塚 市 他	S A ・ P A 事業	営業用建物	5,072	2,164	自己資金	平成25年11月	平成31年5月	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

## 2【道路資産】

### (1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道近畿自動車道等の新設、改築及び高速自動車国道中央自動車道西宮線などの修繕等を通じ総額175,580百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けることとなった道路資産は、総額86,700百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	新設・改築 （京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで）	平成29年4月	69,386
高速自動車国道 九州縦貫自動車道鹿児島線	新設・改築 （城南スマートインターチェンジ）	平成29年7月	1,646
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	修繕	平成29年6月 平成29年9月	14,867
一般国道31号（広島呉道路）	修繕	平成29年6月 平成29年9月	3
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕	平成29年6月 平成29年9月	6
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	特定更新	平成29年6月 平成29年9月	790
合計			86,700

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が506,084百万円、一の路線が3,684百万円、合計509,768百万円となっています。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

（注）これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。

## (2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中央自動車道 西宮線	28,688	18 [16,385]	昭和62年3月	平成41年3月
高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線	88,388	12,096 [72,104]	平成12年1月	平成35年3月
高速自動車国道近畿自動車道 名古屋神戸線	1,745,287	633,193 [178,132]	平成5年12月	平成36年3月
高速自動車国道近畿自動車道 松原那智勝浦線	122,094	5,877 [85,278]	平成11年1月	平成33年12月
高速自動車国道近畿自動車道 敦賀線	66,768	7,436 [33,910]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	25,337	295 [22,833]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道山陽自動車道 吹田山口線	27,217	1,264 [22,067]	平成18年4月	平成35年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 姫路鳥取線	69,451	14,863 [—]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 尾道松江線	4,160	0 [1,904]	平成29年9月	平成34年6月
高速自動車国道山陰自動車道 鳥取益田線	51,147	241 [50,104]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	2,411	303 [967]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道四国横断自動車道 阿南四万十線	284,138	112,092 [83,772]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 鹿児島線	21,402	2,043 [13,114]	平成23年4月	平成31年9月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 宮崎線	5,560	92 [5,421]	平成25年7月	平成29年9月
高速自動車国道九州横断自動車道 長崎大分線	54,839	15,472 [2,020]	昭和48年9月	平成34年3月
高速自動車国道東九州自動車道	354,566	14,677 [333,782]	平成10年1月	平成34年3月
高速自動車国道沖縄自動車道	1,441	53 [—]	平成26年9月	平成33年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	76,490	12,733 [—]	平成25年7月	平成33年12月
一般国道1号線(油小路線)	36,548	— [—]	平成31年3月	平成41年3月
一般国道1号線(淀川左岸線延伸部)	81,157	— [—]	平成29年4月	平成44年3月
一般国道26号線(堺泉北道路)	5,058	— [—]	平成30年3月	平成30年3月
一般国道165号線(南阪奈道路)	29,900	— [—]	平成30年3月	平成30年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[ ]で外書きしています。
4. 着手年度は路線のうち最も早い区間の着手年度を記載しています。なお、当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があります。当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事（特定更新等工事を除きます。）については、当連結会計年度以降最大で2,202,515百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で58,964百万円、特定更新等工事については、当連結会計年度以降最大で1,178,076百万円と見込んでいます。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式です。単元株 式数は100株で す。
計	95,000,000	95,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年9月30日	—	95,000,000	—	47,500	—	47,500

#### (6)【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 95,000,000	950,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	950,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員 of 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けています。

## 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

## ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	138,401	157,193
高速道路事業営業未収入金	75,079	71,073
短期貸付金	10,038	3,039
有価証券	57,099	61,000
仕掛道路資産	825,218	913,767
その他	55,509	60,150
貸倒引当金	△12	△16
流動資産合計	1,161,335	1,266,207
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	111,192	114,101
減価償却累計額	△36,002	△37,647
減損損失累計額	△90	△90
建物及び構築物（純額）	75,099	76,363
機械装置及び運搬具	150,842	155,670
減価償却累計額	△88,597	△93,183
機械装置及び運搬具（純額）	62,245	62,487
土地	85,551	85,766
その他	34,432	35,411
減価償却累計額	△16,903	△18,368
その他（純額）	17,529	17,042
有形固定資産合計	240,425	241,660
無形固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	2,440	2,273
退職給付に係る資産	1,170	1,036
その他	22,544	14,455
貸倒引当金	△277	△277
投資その他の資産合計	25,877	17,488
固定資産合計	275,971	268,584
繰延資産	1,235	1,392
資産合計	※1 1,438,542	※1 1,536,184

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	173,276	191,668
1年内返済予定の長期借入金	0	5,194
未払法人税等	5,088	6,497
受託業務前受金	5,068	5,997
前受金	70	72
賞与引当金	3,696	4,430
回数券払戻引当金	42	42
その他	50,337	44,173
流動負債合計	237,581	258,076
固定負債		
道路建設関係社債	※1 490,000	※1 610,000
道路建設関係長期借入金	407,540	362,206
長期借入金	79	79
役員退職慰労引当金	344	315
ETCマイレージサービス引当金	9,144	9,663
退職給付に係る負債	92,153	62,059
その他	21,872	22,466
固定負債合計	1,021,134	1,066,790
負債合計	1,258,716	1,324,867
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	90,709	119,581
株主資本合計	193,706	222,579
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△17	△16
為替換算調整勘定	17	17
退職給付に係る調整累計額	△14,046	△11,439
その他の包括利益累計額合計	△14,046	△11,438
非支配株主持分	165	177
純資産合計	179,826	211,317
負債・純資産合計	1,438,542	1,536,184

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	445,238	502,391
営業費用		
道路資産賃借料	259,355	275,727
高速道路等事業管理費及び売上原価	121,631	173,131
販売費及び一般管理費	※1 41,325	※1 39,761
営業費用合計	422,312	488,620
営業利益	22,925	13,770
営業外収益		
受取利息	20	12
受取配当金	11	12
負ののれん償却額	207	207
持分法による投資利益	11	43
土地物件貸付料	298	314
その他	293	360
営業外収益合計	844	951
営業外費用		
支払利息	24	30
損害賠償金	9	19
たな卸資産処分損	11	19
その他	33	24
営業外費用合計	78	93
経常利益	23,690	14,628
特別利益		
固定資産売却益	※2 14	※2 9
厚生年金基金代行返上益	—	27,129
その他	0	0
特別利益合計	14	27,139
特別損失		
固定資産売却損	※3 9	※3 4
固定資産除却損	※4 39	※4 16
解体撤去費用	3	9
その他	8	3
特別損失合計	61	32
税金等調整前中間純利益	23,643	41,734
法人税、住民税及び事業税	7,899	5,714
法人税等調整額	△875	7,136
法人税等合計	7,023	12,850
中間純利益	16,620	28,883
非支配株主に帰属する中間純利益又は 非支配株主に帰属する中間純損失(△)	2	11
親会社株主に帰属する中間純利益	16,618	28,872

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益	16,620	28,883
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4	△0
為替換算調整勘定	△6	△0
退職給付に係る調整額	4,122	2,596
持分法適用会社に対する持分相当額	△133	12
その他の包括利益合計	3,977	2,607
中間包括利益	20,598	31,491
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	20,595	31,479
非支配株主に係る中間包括利益	2	11

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	74,754	177,751
会計方針の変更による 累積的影響額			3	3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	55,497	74,758	177,755
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			16,618	16,618
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	16,618	16,618
当中間期末残高	47,500	55,497	91,376	194,373

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	19	17	△21,170	△21,133	179	156,797
会計方針の変更による 累積的影響額						3
会計方針の変更を反映した 当期首残高	19	17	△21,170	△21,133	179	156,801
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						16,618
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△9	△6	3,993	3,977	2	3,980
当中間期変動額合計	△9	△6	3,993	3,977	2	20,598
当中間期末残高	9	10	△17,176	△17,155	182	177,400



当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	90,709	193,706
会計方針の変更による 累積的影響額				—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	55,497	90,709	193,706
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			28,872	28,872
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	28,872	28,872
当中間期末残高	47,500	55,497	119,581	222,579

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△17	17	△14,046	△14,046	165	179,826
会計方針の変更による 累積的影響額						—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△17	17	△14,046	△14,046	165	179,826
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						28,872
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	0	△0	2,607	2,607	11	2,619
当中間期変動額合計	0	△0	2,607	2,607	11	31,491
当中間期末残高	△16	17	△11,439	△11,438	177	211,317

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	23,643	41,734
減価償却費	10,566	11,778
負ののれん償却額	△207	△207
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5	3
賞与引当金の増減額 (△は減少)	554	733
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△78	△28
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	507	518
退職給付に係る資産及び負債の増減額	1,764	△25,964
受取利息及び受取配当金	△32	△24
支払利息	1,626	1,674
固定資産売却損益 (△は益)	△5	△5
固定資産除却損	254	458
売上債権の増減額 (△は増加)	7,966	9,234
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△109,026	△93,387
仕入債務の増減額 (△は減少)	△74,753	10,569
その他	4,500	△176
小計	△132,723	△43,087
利息及び配当金の受取額	42	137
利息の支払額	△1,667	△1,691
法人税等の支払額	△2,005	△3,571
法人税等の還付額	132	108
営業活動によるキャッシュ・フロー	△136,222	△48,103
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△30	△28
定期預金の払戻による収入	62	28
有価証券の償還による収入	—	100
固定資産の取得による支出	△20,263	△22,998
固定資産の売却による収入	122	80
関係会社株式の取得による支出	—	△96
その他	△42	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,152	△22,930
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額 (△は減少)	—	7,806
長期借入れによる収入	68,095	55,205
長期借入金の返済による支出	△34,182	△95,346
道路建設関係社債発行による収入	94,719	119,754
道路建設関係社債償還による支出	△11,376	—
その他	△517	△594
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,738	86,824
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△39,640	15,791
現金及び現金同等物の期首残高	169,652	205,365
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 130,012	※1 221,156

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出

△11,376百万円及び長期借入金の返済による支出△34,182百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△11,376百万円及び△34,182百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△109,026百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額44,432百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入金の返済による支出△95,346百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△95,346百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△93,387百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額86,700百万円が含まれています。

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 26社

主要な連結子会社の名称  
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名  
沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名  
九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社(TSK(株))は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しています。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券  
時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

③ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

⑤ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「解体撤去費用」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた12百万円は、「解体撤去費用」3百万円、「その他」8百万円として組替えています。

(追加情報)

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用し、当中間連結会計期間において27,129百万円を特別利益として計上しています。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
道路建設関係社債	490,000百万円 (額面額 490,000百万円)	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	165,400	135,400

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	661,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路株式会社	4	4
中日本高速道路株式会社	7	7
計	661,012	511,012

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	443,754百万円	509,100百万円

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	140,000	140,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
給与手当	5,223百万円	5,332百万円
賞与引当金繰入額	740	768
役員退職慰労引当金繰入額	49	58
E T Cマイレージサービス引当 金繰入額	9,903	9,663
退職給付費用	1,264	1,018
利用促進費	14,611	14,923

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
建物及び構築物	3百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	0	4
土地	10	4
その他	－	0
計	14	9

※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
建物及び構築物	3百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	－	4
土地	5	－
その他	0	－
計	9	4

※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
建物及び構築物	25百万円	15百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	13	0
無形固定資産	－	0
計	39	16



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	110,548百万円	157,193百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先 (短期貸付金勘定)	5,000	3,000
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	14,500	61,000
計	130,048	221,193
預入期間3ヶ月超の定期預金 (現 金及び預金勘定)	△36	△36
現金及び現金同等物	130,012	221,156

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1年内	467,137百万円	495,333百万円
1年超	18,295,041	17,980,376
合計	18,762,178	18,475,709

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1年内	435百万円	457百万円
1年超	967	926
合計	1,402	1,383

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	138,401	138,401	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	75,079 △12		
	75,067	75,067	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	57,099	57,099	—
資産計	270,568	270,568	—
(1) 高速道路事業営業未払金	173,276	173,276	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	△0
(3) 道路建設関係社債	490,000	500,104	10,104
(4) 道路建設関係長期借入金	407,540	407,733	192
(5) 長期借入金	79	109	29
負債計	1,070,897	1,081,223	10,325

(\*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当中間連結会計期間（平成29年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	157,193	157,193	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	71,073 △16		
	71,057	71,057	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	61,000	61,000	—
資産計	289,250	289,250	—
(1) 高速道路事業営業未払金	191,668	191,668	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	5,194	5,194	0
(3) 道路建設関係社債	610,000	618,652	8,652
(4) 道路建設関係長期借入金	362,206	362,323	116
(5) 長期借入金	79	106	27
負債計	1,169,149	1,177,944	8,795

(\*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
非上場株式	4,173	4,225

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	99	100	△0
	(3) その他	57,000	57,000	—
	小計	57,099	57,100	△0
合計		57,099	57,100	△0

当中間連結会計期間（平成29年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	61,000	61,000	—
	小計	61,000	61,000	—
合計		61,000	61,000	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成29年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

当中間連結会計期間（平成29年9月30日）

重要なデリバティブ取引はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	420,533	2,930	17,265	440,729	4,508	445,238	—	445,238
セグメント間の 内部売上高又は振替高	13	—	47	61	462	524	△524	—
計	420,547	2,930	17,313	440,791	4,971	445,763	△524	445,238
セグメント利益又は 損失(△)	19,616	10	3,235	22,863	83	22,946	△20	22,925
セグメント資産	943,534	7,959	114,765	1,066,258	18,266	1,084,525	155,748	1,240,274
その他の項目								
減価償却費	7,967	0	1,035	9,002	273	9,276	1,290	10,566
持分法適用会社への 投資額	1,945	—	916	2,861	753	3,615	—	3,615
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,857	—	1,194	11,052	277	11,329	876	12,205

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額155,748百万円には、債権の相殺消去△18,622百万円、全社資産174,371百万円が含まれています。
- (3) 減価償却費の調整額1,290百万円は、全社資産の減価償却費です。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額876百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当中間連結会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	476,479	4,698	17,113	498,291	4,100	502,391	—	502,391
セグメント間の 内部売上高又は振替高	15	—	45	61	503	564	△564	—
計	476,494	4,698	17,159	498,352	4,604	502,956	△564	502,391
セグメント利益又は 損失(△)	10,528	△103	2,807	13,232	546	13,778	△7	13,770
セグメント資産	1,150,860	9,344	116,235	1,276,439	15,020	1,291,460	244,724	1,536,184
その他の項目								
減価償却費	9,020	0	1,018	10,038	264	10,303	1,474	11,778
持分法適用会社への 投資額	2,150	—	933	3,083	830	3,914	—	3,914
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,953	—	1,312	11,266	171	11,437	1,707	13,145

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額244,724百万円には、債権の相殺消去△19,241百万円、全社資産263,966百万円が含まれています。
- (3) 減価償却費の調整額1,474百万円は、全社資産の減価償却費です。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,707百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	374,766	44,432	26,039	445,238

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	388,202	86,700	27,488	502,391

2. 地域ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	44,432	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	86,700	高速道路事業



**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）  
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）  
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	220	220

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	4,655	4,655

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	206	206

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	4,240	4,240

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	174.93円	303.92円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	16,618	28,872
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	16,618	28,872
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	1,891.16円	2,222.53円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	179,826	211,317
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	165	177
(うち非支配株主持分)(百万円)	(165)	(177)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	179,660	211,140
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成29年3月23日開催の取締役会の決議（社債330,000百万円以内）に基づき、平成29年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第37回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	50,000百万円
利率	年0.090パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成29年10月19日
償還期日	平成34年9月20日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第38回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	50,000百万円
利率	年0.090パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成29年12月14日
償還期日	平成34年9月20日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、平成29年3月23日開催の取締役会の決議（借入金301,800百万円以内）に基づき、平成29年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社静岡銀行他10金融機関
借入金額	30,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成29年11月28日
返済期日	平成34年8月31日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他 9 金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成29年12月26日
返済期日	平成34年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	135,939	153,278
高速道路事業営業未収入金	75,079	71,073
リース投資資産（純額）	131	126
有価証券	57,000	61,000
仕掛道路資産	829,033	917,913
原材料及び貯蔵品	2,032	2,016
その他	62,029	※4 50,108
貸倒引当金	△12	△16
流動資産合計	1,161,233	1,255,499
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	111,239	111,234
無形固定資産	3,995	4,066
高速道路事業固定資産合計	115,234	115,300
関連事業固定資産		
有形固定資産	90,283	90,792
無形固定資産	176	160
関連事業固定資産合計	90,459	90,953
各事業共用固定資産		
有形固定資産	23,343	23,923
無形固定資産	4,239	4,047
各事業共用固定資産合計	27,582	27,971
その他の固定資産		
有形固定資産	438	393
その他の固定資産合計	438	393
投資その他の資産		
投資その他の資産	※3 22,552	※3 15,603
貸倒引当金	△252	△252
投資その他の資産合計	22,299	15,350
固定資産合計	256,015	249,969
繰延資産	1,235	1,392
資産合計	※1 1,418,484	※1 1,506,861

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	204,309	201,400
短期借入金	—	7,806
1年以内返済予定長期借入金	0	5,194
リース債務	458	474
未払法人税等	3,677	5,333
賞与引当金	1,146	1,164
回数券払戻引当金	42	42
その他	60,310	55,746
流動負債合計	269,945	277,163
固定負債		
道路建設関係社債	※1 490,000	※1 610,000
道路建設関係長期借入金	407,540	362,206
その他の長期借入金	9	9
リース債務	3,217	3,255
退職給付引当金	70,809	44,666
役員退職慰労引当金	76	66
ETCマイレージサービス引当金	9,144	9,663
資産除去債務	152	154
その他	9,354	9,908
固定負債合計	990,303	1,039,930
負債合計	1,260,249	1,317,093
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	—	4,000
別途積立金	18,210	15,999
繰越利益剰余金	37,043	66,788
利益剰余金合計	55,254	86,788
株主資本合計	158,251	189,785
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△15	△16
評価・換算差額等合計	△15	△16
純資産合計	158,235	189,768
負債・純資産合計	1,418,484	1,506,861

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	419,875	475,604
営業費用	399,450	464,441
高速道路事業営業利益	20,424	11,163
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	665	553
受託業務収入	2,265	4,144
SA・PA事業収入	5,289	5,251
その他の事業収入	539	753
営業収益合計	8,759	10,703
営業費用		
直轄高速道路事業費	665	571
受託業務費用	2,280	4,234
SA・PA事業費	3,834	4,029
その他の事業費用	677	667
営業費用合計	7,458	9,502
関連事業営業利益	1,301	1,201
全事業営業利益	21,726	12,364
営業外収益	※1 2,563	※1 4,310
営業外費用	※2 21	※2 45
経常利益	24,268	16,629
特別利益	※3 14	※3 27,138
特別損失	※4 8	※4 4
税引前中間純利益	24,273	43,763
法人税、住民税及び事業税	6,830	4,649
法人税等調整額	△610	7,580
法人税等合計	6,220	12,229
中間純利益	18,053	31,533

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本				株主資本合計	評価・換算 差額等		純資産合計
	利益剰余金					その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	—	15,987	25,622	41,609	144,607	△14	△14	144,592
当中間期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立				—	—			—
別途積立金の積立		2,223	△2,223	—	—			—
中間純利益			18,053	18,053	18,053			18,053
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						△7	△7	△7
当中間期変動額合計	—	2,223	15,830	18,053	18,053	△7	△7	18,046
当中間期末残高	—	18,210	41,452	59,663	162,661	△22	△22	162,639



当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本				株主資本合計	評価・換算 差額等		純資産合計
	利益剰余金					その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	—	18,210	37,043	55,254	158,251	△15	△15	158,235
当中間期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立	4,000		△4,000	—	—			—
別途積立金の取崩		△2,210	2,210	—	—			—
中間純利益			31,533	31,533	31,533			31,533
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						△1	△1	△1
当中間期変動額合計	4,000	△2,210	29,744	31,533	31,533	△1	△1	31,532
当中間期末残高	4,000	15,999	66,788	86,788	189,785	△16	△16	189,768

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっています。

##### (2) たな卸資産

###### ① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

###### ② 原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

##### (3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

##### (3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の中間貸借対照表における取扱いが、中間連結貸借対照表と異なります。

(追加情報)

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金代行部分過去分返上の認可を受けました。これに伴い、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用し、当中間会計期間において27,129百万円を特別利益として計上しています。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
道路建設関係社債	490,000百万円 (額面額 490,000百万円)	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	165,400	135,400

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	661,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路株式会社	4	4
中日本高速道路株式会社	7	7
計	661,012	511,012

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	443,754百万円	509,100百万円

※3 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当中間会計期間末においては、国に対する履行義務の前払いとして、3,364百万円を投資その他の資産に含めて計上しています。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	140,000	140,000

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
受取利息	6百万円	4百万円
有価証券利息	18	10
受取配当金	2,071	3,759
土地物件貸付料	251	262

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
支払利息	1百万円	1百万円
損害賠償金	6	10
たな卸資産処分損	0	19

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
固定資産売却益 (建物)	3百万円	－百万円
固定資産売却益 (機械及び装置)	－	0
固定資産売却益 (車両運搬具)	－	4
固定資産売却益 (土地)	10	4
厚生年金基金代行返上益	－	27,129

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
固定資産売却損 (建物)	3百万円	－百万円
固定資産売却損 (車両運搬具)	－	4
固定資産売却損 (土地)	5	－

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	8,206百万円	9,204百万円
無形固定資産	1,150	1,271

(有価証券関係)

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式4,336百万円、関連会社株式1,767百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当中間会計期間（平成29年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式4,333百万円、関連会社株式1,868百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成29年3月23日開催の取締役会の決議（社債330,000百万円以内）に基づき、平成29年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第37回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	50,000百万円
利率	年0.090パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成29年10月19日
償還期日	平成34年9月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第38回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	50,000百万円
利率	年0.090パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成29年12月14日
償還期日	平成34年9月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

## 2. 多額な資金の借入

当社は、平成29年3月23日開催の取締役会の決議（借入金301,800百万円以内）に基づき、平成29年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社静岡銀行他10金融機関
借入金額	30,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成29年11月28日
返済期日	平成34年8月31日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他9金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成29年12月26日
返済期日	平成34年11月30日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

### (2) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第12期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日近畿財務局長に提出。
  
- (2) 臨時報告書  
平成29年6月9日近畿財務局長に提出。  
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書
  
- (3) 訂正発行登録書(普通社債)  
平成27年12月25日提出の発行登録書(普通社債)に係る訂正発行登録書を、平成29年6月9日及び平成29年8月10日近畿財務局長に提出。
  
- (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類  
平成29年5月16日、平成29年8月23日、平成29年10月12日及び平成29年12月8日近畿財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成25年5月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成25年9月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年2月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年9月3日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年11月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年2月10日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年5月21日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年9月2日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年2月12日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月23日	35,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年8月29日	60,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年10月19日	40,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年12月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年2月16日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第35回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年5月22日	60,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第36回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年8月29日	50,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付及び 分割制限付少人数私募)	平成29年9月28日	10,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第37回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年10月19日	50,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第38回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年12月14日	50,000	非上場・非登録

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### ○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成29年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号  
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成29年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は、平成29年10月1日以降、現中期目標の期間の末日（平成30年3月31日）まで、理事の任期は2年、現任の監事の任期は平成29年度の財務諸表承認日までであります。
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,612,436百万円
政府出資金	4,089,294百万円
地方公共団体出資金	1,523,142百万円
II 資本剰余金	842,131百万円
資本剰余金	127百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△49百万円
損益外減価償却累計額	△6,817百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,085,747百万円
純資産合計	11,540,316百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
  - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令  
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
  - (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



